

奈良県告示第三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、治道北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十三年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	南田 賢	大和郡山市白土町六三九
〃	南田 幸男	〃 六五六
〃	喜多 六宏	〃 六三〇
〃	北口 健	石川町五一三
〃	村井 義典	〃 五三二
〃	喜多 滋	発志院町三六七
〃	城 政光	〃 一五三一五
〃	辻井 定雄	中城町一
〃	堀田 栄作	番条町六三七
〃	稲垣 隆司	〃 五八八
監事	村井 石功	石川町五六四
〃	辻 秀雄	発志院町三六一一二
〃	西田 猛	中城町二八四
〃	柳原 喜久雄	番条町五六一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲 義男	大和郡山市白土町六五九
〃	喜多 六宏	〃 六三〇
〃	東口 義巳	〃 六〇六
〃	北口 健	石川町五一三
〃	稲垣 滋	〃 五二七
〃	喜多 正隆	発志院町三六三
〃	奥井 正実	〃 三五四一二
〃	辻井 定雄	中城町一

〃	〃	〃	監事	〃	〃
堀内 弘嗣	増田 均	南 喜文	中村 隆昭	大橋 一昭	鈴村 文隆
〃	〃	〃	〃	〃	〃
番条町六一九	中城町二七九	発志院町三七一	石川町五一八	〃 五五六―一	番条町五六三